

改正

令和2年3月31日告示第26号

令和2年5月22日告示第67号

令和3年3月31日告示第29号

令和3年5月11日告示第61号

令和4年3月30日告示第20号

令和5年4月28日告示第53号

令和5年10月30日告示第117号

令和6年3月27日告示第23号

令和6年8月2日告示第102号

令和7年3月31日告示第23号

令和8年3月19日告示第19号

五島市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の定めるところにより、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者に対し、長崎県が定める移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号。以下「県実施要領」という。）に基づく移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金の額)

第2条 支援金の額は、単身の場合は60万円とし、2人以上の世帯の場合は100万円とする。

2 2人以上の世帯の申請の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、当該18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。

(支援の対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 2人以上の世帯に係る支援金の交付の申請ができる者は、支援対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 支援対象者及び支援対象者以外の世帯員が、市への転入前及び支援金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において、同一の世帯に属していること。

(2) 支援対象者以外の世帯員の1人以上が、別表第1の移住等に関する要件のうち第3号の要件を満たすこと。

3 前2項の規定にかかわらず、支援対象者又は支援対象者以外の世帯員が次の補助金等の交付を受ける場合は、支援金を交付しない。

(1) 五島市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱（平成28年五島市告示第26号）の規定により交付を受ける子育て世帯等移住促進事業補助金

(2) 五島市新規就職者等支援金支給要綱（令和8年五島市告示第18号）の規定により交付を受ける新規就職者等支援金

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、別表第2に掲げる書類のほか市長が必要と認めるものとする。

（支援金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 申請日から起算して5年を経過する日まで、市内に居住すること。

(2) 別表第1の就職に関する要件に該当する者にあつては、申請日から起算して1年を経過する日まで、申請日における就業先において勤務すること。

(3) 別表第1の起業に関する要件に該当する者にあつては、県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金（以下「創業支援金」という。）の交付決定を取り消されないこと。

（支援金の交付手続の特例）

第6条 この支援金の交付については、規則第26条の規定により、規則第4条の規定による交付申請書の提出及び規則第16条の規定による交付請求書の提出並びに規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による交付申請書及び交付請求書の提出は移住支援金交付申請書・請求書（様式第1号）により、支援金の交付の決定及び額の確定の通知は移住支援金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月23日から施行し、同年4月26日以後に市へ転入した者又はその世帯員に係る支援金について適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月31日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の第3条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月22日告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年5月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の五島市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請に係る移住支援金から適用する。

附 則 (令和3年3月31日告示第29号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月11日告示第61号)

この告示は、令和3年5月11日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の第2条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適

用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月28日告示第53号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月28日から施行する。

附 則（令和5年10月30日告示第117号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月30日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の五島市移住支援金交付要綱別表第1の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請に係る移住支援金から適用する。

附 則（令和6年3月27日告示第23号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の五島市移住支援金交付要綱別表第1備考及び様式第1号の規定は、令和6年度の予算に係る移住支援金から適用する。

附 則（令和6年8月2日告示第102号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年8月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号の規定により作成されている用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年3月31日告示第23号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年3月31日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日以後に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月19日告示第19号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年3月19日から施行し、令和8年度の予算に係る移住支援金から適用する。
- 2 この告示による改正後の五島市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入

した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

支援対象者	次の移住等に関する要件を満たし、かつ、選択要件のいずれかを満たす移住者であって、市長が適当であると認めるもの
移住等に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 市に転入する直前の10年間において、通算して5年以上、特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。以下同じ。）内に住所を有し、又は東京圏のうち、特別区、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象区域の存する市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査の結果による人口から令和2年国勢調査の結果による人口が10%以上減少した市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に住所を有し、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として特別区内への通勤をしていたこと。</p> <p>(2) 市に転入する直前に連続して1年以上、特別区内に住所を有し、又は東京圏のうちの特別区及び条件不利地域以外の地域に住所を有し、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として特別区内への通勤をしていたこと。この場合において、特別区内への通勤の期間の起算点は、市に転入する日と、当該日から3月前の日との間にある日とすることができる。</p> <p>(3) 申請日が、市への転入後1年以内の期間内となる者であること。</p> <p>(4) 申請日から継続して5年以上市内に居住する意思を有する者であること。</p> <p>(5) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に</p>

	<p>定める「特別永住者」の在留資格を有するものであること。</p> <p>(6) 支援対象者及び支援対象者以外の世帯員が、過去10年以内に支援対象者又は支援対象者以外の世帯員として支援金又は他の自治体における移住支援金の交付を受けていない者であること。ただし、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 支援対象者及び支援対象者以外の世帯員が過去に交付を受けた支援金又は他の自治体における移住支援金（以下「過去の移住支援金」という。）の全額を返還している場合</p> <p>イ 支援対象者及び支援対象者以外の世帯員が過去の移住支援金の申請の日時点において満18歳未満の世帯員であった場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。</p> <p>(ア) 過去の移住支援金の申請の日の翌日から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(イ) 満18歳以上であること。</p> <p>(ウ) 長崎県知事及び市長が支援金の対象として適当であると認めた者であること。</p>
<p>選択要件</p>	<p>就職に関する要件</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 市内の事業所に就業する者（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する者（以下「専門人材として就業する者」という。）を除く。）であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 申請日において、次に掲げる要件の全てを満たす就業先に勤務する者であること。</p> <p>(ア) 勤務地が、市内の地域であること。</p> <p>(イ) 当該就業先に、県実施要領に基づき長崎県が開設及び運営を行うマッチングサイトに支援金の交付の対象として掲載されている求人への応募（サイトへの掲載後に行った応募に限る。）により就職したものであること。</p> <p>イ アの就業先において、雇用期間の定めがなく、かつ、所定労働時間が</p>

	<p>週20時間以上の雇用契約に基づいて雇用され、かつ、勤務している者であること。</p> <p>ウ アの就業先において、申請日から継続して5年以上勤務する意思を有する者であること。</p> <p>エ アの就業先における勤務が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(2) 専門人材として就業する者であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 申請日において、勤務地が市内の地域である就業先に勤務する者であること。</p> <p>イ アの就業先において、雇用期間の定めがなく、かつ、所定労働時間が週20時間以上の雇用契約に基づいて雇用され、かつ、勤務している者であること。</p> <p>ウ アの就業先において、申請日から継続して5年以上勤務する意思を有する者であること。</p> <p>エ アの就業先における勤務が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>オ アの就業先における勤務が、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>テレワークに関する要件</p>	<p>テレワークを活用して移住した者であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した者であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 移住後、テレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>(3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））、地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>

<p>市又は市民 と関わりを 有する者に 関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす世帯に属する者であること。</p> <p>ア 単身世帯の場合 40歳未満の者の世帯又は第3号アからエまでのいずれかの要件を満たす50歳未満の者の世帯</p> <p>イ 2人以上の世帯の場合 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子とこれを扶養する者が同居する世帯、母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の者を含む世帯、夫婦の双方が40歳未満である世帯又は第3号アからエまでのいずれかの要件を満たす50歳未満の者を含む世帯</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 申請日より前に市内に住所を有したことがある者であること。</p> <p>イ 申請日の属する年度より前の年度において、五島市にふるさと納税を行ったことがある者であること。</p> <p>ウ 申請日の属する年度より前の年度において、五島市中心のふるさと市民に登録したことがある者であること。</p> <p>エ 五島市の実施する移住相談会に参加したことがある者であること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。</p> <p>ア 市内の農林水産業に就業する者であること。</p> <p>イ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている市内の企業等に就業する者であること。</p> <p>ウ 長崎県病院企業団が市内で経営する病院等に看護師若しくは准看護師又は助産師として就業する者であること。</p> <p>エ 市内を発着する旅客定期航路事業者に乗組員として就業する者であること。</p> <p>オ 地域資源の活用、維持管理等の地域の取組へ参加するため、居住する地域の町内会に加入する者（国家公務員又は地方公務員である者を含む世帯に属する者を除く。）であること。</p>
<p>起業に関する要件</p>	<p>市内において創業する者であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 1年以内に創業支援金の交付決定を受けた者であること。</p>

	(2) 市内において、個人事業の開業又は法人の設立を行っている者であること。
--	--

備考 移住等に関する要件のうち第1号及び第2号の要件について、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住所を有しつつ、特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も修業年限を上限として当該要件の移住元としての対象期間とすることができる。ただし、高等専門学校への通学期間を当該要件の移住元としての対象期間とする場合は、2年を上限とする。

別表第2 (第4条関係)

支援対象者の区分		添付書類
全員		(1) 運転免許証、旅券その他顔写真付きの身分証明書の写し (2) 市への転入前及び転入後の住民票の写し(2人以上の世帯に係る支援金の交付を申請する場合は、世帯全員の住民票の写し) (3) 支援対象者の本人名義の通帳又はキャッシュカードの写し
移住等に関する要件を満たす者	雇用保険の被保険者であった者	勤務していた企業等の就業証明書その他の勤務地、雇用期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
	法人の経営者又は個人事業主であった者	(1) 開業届の写しその他の勤務地を確認できる書類 (2) 個人事業等の納税証明書その他の在勤期間を確認できる書類
	特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者	(1) 卒業証明書その他の在学期間及び卒業校を確認できる書類 (2) 勤務していた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
就職に関する要件を満たす者		就業証明書(様式第3号)
テレワークに関する要件を満たす者	個人事業主以外の者	就業証明書(様式第4号)
	個人事業主	(1) 業務委託契約書等(テレワークにより移住前の業務を継続して行うことを確認することができる書類)

	<p>(2) 開業届の写し</p> <p>(3) 第1号の業務に係る申請日前3月間に置ける収入があることを確認することができる書類又は申請日の属する年の前年分の所得税の確定申告において提出した確定申告書の写し及び収支内訳書若しくは青色申告決算書の写し</p>
市又は市民と関わりを有する者に関する要件を満たす者	<p>(1) 次のアからエまでのいずれかの書類</p> <p>ア 五島市（合併前の旧福江市、旧富江町、旧玉之浦町、旧三井楽町、旧岐宿町及び旧奈留町を含む。）において、出生し、就学し、又は就労したことを確認できる書類</p> <p>イ 五島市にふるさと納税を行ったことを確認できる書類</p> <p>ウ 五島市ふるさと市民の登録を確認できる書類</p> <p>エ 五島市の移住相談会に参加したことを確認できる書類</p> <p>(2) 次のア又はイのいずれかの書類</p> <p>ア 就業証明書（様式第5号）</p> <p>イ 誓約書（様式第6号）</p>
起業に関する要件を満たす者	<p>(1) 創業支援金の交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 個人事業の開業届の写し、法人設立届出書の写しその他の創業の事実が確認できる書類</p>